

令和4年度おのまち小学生スプリング・ショート・プログラムを開講！

3月27日・29日・30日の3日間、「おのまち小学生スプリング・ショート・プログラム(春休み学習会)」を開講しました。対象は中学校入学を控えた小学6年生で、算数と英語の学習に臨みました。目的は中1ギャップといわれる小学校から中学校への入学時期の障壁を少しでも取り除くことと、時間を有効に活用して学習習慣を身につけ、スムーズに中学校生活に入れるようにすることです。希望制で69人が参加し、熱心に取り組んでいました。講師は、東北大学の現役の大学生の皆さんでした。

最終日に行ったアンケートでは、児童の多くから「有意義な学習会だった」「中学校生活の不安が軽くなり、入学が楽しみになった」などといった声が寄せられました。少しでも、町の将来を担う子どもたちの応援になればと思います。



ご寄付ありがとうございます

小野町ライオンズクラブ(太田正一会長)様から町にご寄付いただきました。

これはチャリティーゴルフコンペ開催時の浄財を「町の振興発展に役立ててほしい」と、ご寄付いただいたものです。

このたびのご厚意に対し、紙上より厚くお礼申し上げます。



太田会長(左から3番目)とライオンズクラブの皆さん

「小野町地域づくり応援事業」募集中！

どんな事業なの？

町では、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを推進するため、住民活動団体が自らの創意工夫により取り組むまちづくり事業に対して補助金を交付する「小野町地域づくり応援事業」を募集しています。

地域活動や地域づくり事業を考えている方は、企画政策課までご相談ください。

募集概要

補助団体

- ・ 構成員が5人以上の団体
- ・ 活動拠点が町内にあり、自主的に組織された団体など

補助金の額

補助対象経費相当額で、1団体につき上限額30万円(1団体1回限り)

補助対象事業

町内で実施される新たなまちづくり事業

事業例

- ・ 地域振興推進などのコミュニティづくり事業
- ・ 行政区の垣根を超えて行うなど広域性のある事業
- ・ 「新たに生まれた課題」を解決するための事業など

申請方法

次の書類をそろえて企画政策課に提出してください。

- ・ 補助金交付申請書
- ・ 収支予算書
- ・ 団体の構成員名簿

申請書などの様式は町公式ウェブサイトでダウンロードするか、企画政策課でお受け取りください。

募集期間

9月29日(金)まで

令和4年度事業例

- ・ マウンテンバイク練習会
- ・ および参加者同士の交流会「小野ふれあいオフロードパークの活用集客事業」
- ・ 町内産農畜産物や加工品などを持ち寄ったマルシェの開催「おのまちなるしえ事業」
- ・ 小野町文化公園内でのお祭りの開催「小野町楽しい場所創造事業」

注意事項

・ 応募いただいた事業は、審査を行った上で補助の対象となるかを決定します。

・ 補助金を活用した事業を始めるのは、補助金の交付が決定してからです。

・ 不明な点は、お問い合わせください。

企画政策課
☎ 7216939



「小野ふれあいオフロードパークの活用集客事業」



「小野町楽しい場所創造事業」



「おのまちなるしえ事業」

第1表つづき
(歳出)

(単位：千円)

区 分	9月末 予算額	補正予算額 (3月まで)	予算額計	継続費および 繰越事業費 繰越額	予備費 および 流用増減	累計	3月末現在 支出済額	支出率 (%)
1 議会費	83,078	△3,764	79,314	0	0	79,314	77,811	98.1
2 総務費	870,659	△51,988	818,671	2,733	800	822,204	808,455	98.3
3 民生費	1,375,372	40,106	1,415,478	20,171	381	1,436,030	1,066,005	74.2
4 衛生費	870,594	△127,958	742,636	7,500	3,060	753,196	626,701	83.2
5 労働費	2,395	△165	2,230	0	0	2,230	2,023	90.7
6 農林水産業費	428,866	38,991	467,857	40,640	0	508,497	346,479	68.1
7 商工費	117,320	22,645	139,965	0	0	139,965	138,050	98.6
8 土木費	595,275	△31,128	564,147	0	0	564,147	406,526	72.1
9 消防費	286,540	6,689	293,229	0	0	293,229	283,666	96.7
10 教育費	635,965	△14,769	621,196	0	2,675	623,871	568,662	91.2
11 災害復旧費	142	0	142	0	0	142	118	83.1
12 公債費	532,738	93	532,831	0	0	532,831	531,698	99.8
13 諸支出金	77,721	85,356	163,077	0	0	163,077	163,074	100.0
14 予備費	30,000	0	30,000	0	△6,916	23,084		0.0
歳出合計	5,906,665	△35,892	5,870,773	71,044	0	5,941,817	5,019,268	84.5

第2表

特別会計

(単位：千円)

会計名	9月末 予算額	補正予算額 (3月まで)	繰越事業費 繰越額	累計	歳入		歳出	
					3月末現在 収入済額	収入率 (%)	3月末現在 支出済額	支出率 (%)
国民健康保険特別会計	1,157,538	56,427	0	1,213,965	1,080,407	89.0	1,035,534	85.3
後期高齢者医療特別会計	117,849	530	0	118,379	111,694	94.4	111,827	94.5
介護保険特別会計	1,505,294	△52,859	0	1,452,435	1,244,732	85.7	1,172,762	80.7
浄化槽整備推進事業特別会計	76,508	△4,275	0	72,233	27,744	38.4	66,444	92.0
文化・体育振興基金特別会計	2,551	80	0	2,631	2,630	100.0	2,344	89.1

水道事業会計

(単位：千円)

科目	9月末 予算額	補正予算額 (3月まで)	累計	歳入		歳出	
				3月末現在収入済額	収入率 (%)	3月末現在支出済額	支出率 (%)
収益的収入	166,029	5,893	171,922	144,561	84.1		
収益的支出	161,383	1,890	163,273			152,409	93.3
資本的収入	63,030	△2,425	60,605	40,814	67.3		
資本的支出	136,079	△12,603	123,476			74,622	60.4

第3表

下半期補正予算の主な内容(歳出)

(単位：千円)

区分	事業内容	補正額	区分	事業内容	補正額
民生費	電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業	42,823	農林水産業費	畜産農家支援飼料高騰緊急対策事業	5,190
	医療・介護・保育施設等物価高騰対策支援事業	11,100		県営土地改良事業	48,350
衛生費	出産・子育て応援金事業	3,770	商工費	小野町応援商品券支給事業	32,599
	有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業	12,604			

令和4年度下半期財政公表

地方自治法第243条の3ならびに小野町財政状況の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、令和4年度下半期の財政状況についてお知らせします。

令和4年度上半期の補正予算と収入および支出の状況については、令和4年度広報「おのまち」11月号で公表しましたが、今回は令和4年10月1日から令和5年3月31日までの状況についてお知らせします。

下半期における各会計の補正予算および収入・支出の状況は、第1表・第2表のとおりです。

一般会計の予算は、当初56億5,300万円で編成し、9月末では59億6,665万5千円、最終予算では58億7,077万3千円となりました。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰対策として、住民税非課税世帯等に対する給付金等の支給や農商工業支援などを実施するための予算を計上したことにより増額となりました。

下半期における一般会計の補正予算の主な内容は、第3表のとおりです。

第1表

一般会計

(歳入)

(単位：千円)

区 分	9月末予算額	補正予算額 (3月まで)	予算額計	継続費および 繰越事業費 繰越財源充当額	累計	3月末現在 収入済額	収入率 (%)
1 町 税	1,184,085	1,153	1,185,238	0	1,185,238	1,136,170	95.9
2 地方譲与税	68,108	5,000	73,108	0	73,108	80,583	110.2
3 利子割交付金	562	△300	262	0	262	352	134.4
4 配当割交付金	3,358	0	3,358	0	3,358	3,477	103.5
5 株式等譲渡所得割交付金	1,800	0	1,800	0	1,800	2,435	135.3
6 法人事業税交付金	9,824	5,000	14,824	0	14,824	16,921	114.1
7 地方消費税交付金	231,520	0	231,520	0	231,520	244,823	105.7
8 自動車税環境性能割交付金	3,025	0	3,025	0	3,025	4,133	136.6
9 地方特例交付金	5,010	0	5,010	0	5,010	5,010	100.0
10 地方交付税	2,196,095	116,562	2,312,657	0	2,312,657	2,407,593	104.1
11 交通安全対策特別交付金	926	0	926	0	926	944	101.9
12 分担金及び負担金	1,336	15,000	16,336	0	16,336	16,295	99.7
13 使用料及び手数料	69,296	702	69,998	0	69,998	68,693	98.1
14 国庫支出金	659,901	72,646	732,547	22,354	754,901	702,440	93.1
15 県支出金	475,409	△9,118	466,291	31,288	497,579	314,113	63.1
16 財産収入	9,053	164	9,217	0	9,217	5,524	59.9
17 寄付金	15,753	△419	15,334	0	15,334	15,270	99.6
18 繰入金	241,220	△157,559	83,661	0	83,661	0	0.0
19 繰越金	221,171	0	221,171	17,402	238,573	238,573	100.0
20 諸収入	51,101	1,377	52,478	0	52,478	37,185	70.9
21 町債	458,112	△86,100	372,012	0	372,012	0	0.0
歳入合計	5,906,665	△35,892	5,870,773	71,044	5,941,817	5,300,534	89.2

電気柵の設置費用を助成します

町では、鳥獣(イノシシなど)による農作物被害防止のため、電気柵の設置費用の一部を助成します。

1 対象者

町内に住所を有し、耕作面積が田10アール以上または畑1アール以上の個人や団体

(1) 販売目的で農業を営む個人(販売目的とは、確定申告書または住民税申告書に農業所得がある場合をいいます。)

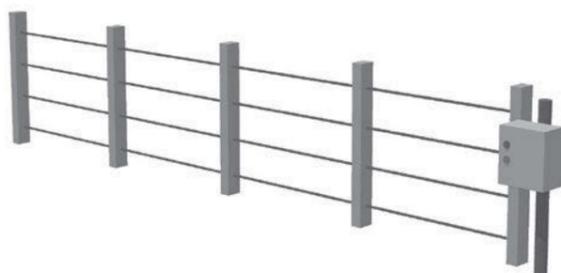
(2) 耕作を営む2戸以上で構成された(任意)団体^{※注1}

(3) 認定農業者

※ただし町税等に滞納がある場合や、交付決定前に購入した場合は対象とならない場合もあります。

2 補助の対象となるもの

電気柵の購入資材や設置などに要する費用



3 補助額

区分	補助率	上限額
個人	3分の1	2万円
団体(2戸以上) ^{※注1}	2分の1	5万円
認定農業者	2分の1	10万円

※注1

自家消費目的の個人は、該当になりません。ただし、販売目的の方や認定農業者と一緒に構成される団体(2戸以上)は助成の対象とします。

4 申請期限

令和5年12月22日(金)まで

※ただし予算額に到達した時点で期限を待たずに締め切ることがあります。

電気柵などを購入する前に、町へ設置見取図と見積書を添付し、交付申請書を提出する必要があります。

申請を希望する場合は、資材などを購入する前にあらかじめお問い合わせください。

☎産業振興課 ☎72-6938

鳥獣被害対策実施隊 隊員を委嘱

令和5年度の小野町鳥獣被害対策実施隊隊員を委嘱しました。

鳥獣被害対策実施隊隊員は、町内のイノシシなどによる農作物の被害を防止するために町長が委嘱するものです。

昨年度の捕獲頭数は153頭で、町内の農作物被害の防止にご尽力いただきました。今年度も引き続き町内のイノシシ捕獲をはじめとする鳥獣被害対策にご尽力いただくようになります。

なお委嘱された隊員および役員の皆さんは右表のとおりです。

鳥獣被害対策実施隊隊員(敬称略)

分会	氏名	分会	氏名
小野新町分会	松本 正壽	夏井分会	吉田 孝
	大内 昇		西牧 芳徳
	伊藤 勝		木村 伸和
伊藤 実	阿久津清次		
飯豊分会	大和田不二男		木村 弘美
	佐藤 正作	國分 信秋	
	村上 久	菖蒲谷分会	佐藤 仁
	村上 一		中野 正喜
羽生 洋市	鈴木 昭一		
	先崎 博之		
	宗像 浩		
		矢吹 茂	
		西牧 金吉	

役員(敬称略)

隊長 中野 正喜
副隊長 大和田不二男
事務局 松本 正壽
会計 吉田 孝

！ 有害鳥獣を目撃、被害にあった場合は？

実施隊は、農作物に被害を及ぼすイノシシやカラス、カモなどの有害鳥獣を銃器やわなを利用して捕獲しています。

イノシシなどを目撃したときや被害にあったときは、行政区長に連絡するようお願いいたします。

なお被害にあった場合は、被害にあった作物名や面積、被害場所などを必ず伝えてください。

毎年増え続けている鳥獣被害を防ぐため、実施隊が町内全域の捕獲活動を行いますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

有害鳥獣被害対策の流れ

・イノシシなどを目撃したとき
・農作物などが被害にあったとき

・行政区長へ連絡

・行政区長が産業振興課へ依頼書を提出

・産業振興課が実施隊へ捕獲を依頼

・実施隊が鳥獣を捕獲

狩猟免許・猟銃免許に係る費用を助成します

町では、鳥獣被害対策実施隊によりイノシシなどを捕獲していますが、農作物への被害や農地の掘り起こしなど依然として被害が多く発生しています。

しかしながらイノシシなどの鳥獣を捕獲する実施隊は高齢化により年々減少傾向にあります。

そこで町では、新たな実施隊の隊員を確保するため、実施隊加入に必要な免許や許可に係る費用を助成し、加入促進を図っています。

この機会に狩猟・猟銃免許を取得してみませんか。

1 補助対象条件

免許取得後、小野町鳥獣被害対策実施隊に加入すること。

※原則、狩猟免許および猟銃免許の両方を取得していただきます。

2 補助の対象となる免許

次の免許の取得に係る受講料など

(1) 福島県が実施している狩猟免許(わな猟および第一種猟銃)

(2) 福島県公安委員会が実施している猟銃免許

3 申請の流れ

申請を希望する方は、事前にお問い合わせください。

☎産業振興課 ☎72-6938



行政相談の案内

行政相談は、行政に関する苦情や意見・要望などの相談に際し、問題解決や運営の改善をお手伝いするものです。
無料でいつでも相談でき、秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

【行政相談委員】
宗像 利男さん
☎72-5146

また行政相談所を5月と10月に開設しますので、ご利用ください。
なお5月の開設は次のとおりです。

■日時
5月26日(金)
午後1時30分から午後3時30分まで

■場所
役場 第3会議室
(役場分庁舎内)



宗像利男さん

公立小野町地方総合病院からのお知らせ

－摂食・嚥下障がいについて－

摂食・嚥下とは、食べ物や水分を認識し、口に運び、嚥んで飲み込むまでのことを言います。摂食・嚥下障がいとは、食事や水分などが上手く食べられない・飲み込めない状態を言います。脳卒中(脳梗塞、脳出血など)による麻痺や、神経・筋疾患・加齢による筋力の低下などが原因で起きます。特に脳卒中では、約40%の割合で摂食・嚥下障がいがあるとされています。そのほかにも、食べる力(食べ物をつまむ・舌で押しつぶす・飲み込みやすい形にまとめる・飲み込むなど)の低下、残存歯の減少、義歯が合わない、認知機能の低下などさまざまな原因により口から食べることが難しくなってきます。そのため、栄養不良や脱水症になったり、食べ物が食道ではなく気管に入ってしまう、誤嚥をして肺炎を起こしたり、窒息などの危険性があります。

日常生活の中で、次の①～⑧のどれか当てはまる症状があれば、嚥下障がいを生じる可能性があります。

- ①最近元気がない
- ②体重が減ってきた
- ③皮膚に張りがない
- ④食欲がない、食べる量が少ない
- ⑤食事の時によくむせる
- ⑥口の中に食べ物が残る、飲み込みに時間がかかる
- ⑦咳や痰がよく出る
- ⑧発熱が続いている

毎週火曜日の耳鼻咽喉科外来では、専門医による嚥下内視鏡検査を行い、嚥下機能評価を受けることができます。また院内では摂食・嚥下サポートチームも活動していますので、ぜひ、お気軽にご相談ください。

公立小野町地方総合病院
摂食・嚥下サポートチーム
☎公立小野町地方総合病院 ☎72-3181



摂食・嚥下サポートチーム



○小野町都市計画マスタープラン策定に向けて
―第1回小野町都市計画マスタープラン策定委員会開催―

3月15日、第1回小野町都市計画マスタープラン策定委員会が役場で開催されました。

会議に先立ち、町長から8人の方へ委嘱状を交付した後、「都市計画マスタープランは20年先を目標とした「まち」の姿を定めるものであり、それぞれの立場や経験から積極的にご意見をいただきたい」とあいさつを述べました。

当策定委員会は、町内公共的団体の代表者と学識経験者などで構成され、次のとおり委員長・副委員長が決定されました。

会議では、都市計画マスタープラン策定に向けた検討体制やスケジュールなどを審議しました。

■小野町都市計画マスタープラン策定委員会(敬称略)
(任期…3月15日から都市計画マスタープラン策定の日まで)

- 委員長 今西一男(福島大学行政政策学類教授)
- 副委員長 菅野 望(副町長)
- 委員 田村弘文(議会議長)
- 先崎文男(都市計画審議会議長)
- 村上勝徳(商工会長)
- 渡邊佳子(商工会女性部長)
- 郡司助広(農業委員長)
- 草野明美(母子保健推進員)

■都市計画マスタープランとは？

住民に最も近い立場にある市町村が住民の意見を反映させて都市づくりの目標・方針や地域別の課題に応じた整備方針などを定める都市計画法第18条の2に位置付けられた基本的な方針です。

今後、策定に向けた説明会やパブリックコメントにより多くの意見を取り入れながら、マスタープランの策定に取り組みますので、町民の皆さんの積極的な参加をお願いします。



会議の様子

広告募集中

詳しくは、お問い合わせください。

☎総務課 ☎72-2111

社会福祉法人 かがやき福祉会
地域密着型 特別養護老人ホーム つつじの里

●介護職員募集のお知らせ●
(正社員・フルタイム・パート)

詳しい内容はホームページをご覧ください。ご連絡お待ちいたしております。



〒963-3402
田村郡小野町大字谷津作字高山3-2
TEL: 0247-61-5881 FAX: 0247-61-5882

～資格等～
不問(初任者研修修了者・介護福祉士 尚可)

広告欄

社会福祉法人 田村福祉会
交流会・職場説明会のお知らせ
5月28日・6月25日

採用に関する詳しい内容は、ホームページをご覧ください。ご連絡お待ちしております。

田村福祉会本部事務局 0247-61-2761
〒963-7752 田村郡三春町字六升蒔68



聞こえる 補聴器 お試し体験
伝わる 実施しております



補聴器メガネ トミコ小野店
小野町大字小野新町字八反田 16-1
☎0247-72-5411

10時開店
水曜定休

広告欄